

試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金)

試行雇用奨励金とは

ハローワークを通して従業員を試行的に雇用した場合、1人月額4万円が最大3ヶ月もらえるというものです。またトライアル雇用とは別に、常用雇用した方が障害者・高齢者・母子家庭の母などであれば、特定求職困難者雇用開発助成金として給与補助があります。更にフリーターであれば若年者等正規雇用化特別奨励金が支給されます。

支給要件

以下に該当する者のうち、試行雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、公共職業安定所の紹介により試行的に短期間（原則3ヶ月）雇用すること。

- 1、45歳以上の中高年齢者（原則として雇用保険受給資格者に限る）
- 2、40歳未満の若年者
- 3、母子家庭の母等
- 4、障害者
- 5、日雇労働・ホームレス



支給額

対象労働者一人につき、月額40,000円（最高3ヶ月）

申請先機関

ハローワーク（公共職業安定所）

トライアル雇用により雇用した事業主が利用できる給付金

- ・「**特定求職者雇用開発助成金**」
- ・「**若年者等正規雇用化特別奨励金**」

※詳しくはハローワーク大和高田（TEL 0745-52-5801）までお問い合わせください。